

ご旅行条件書



イオンコンパス株式会社

観光庁長官登録旅行業 239 号

お申し込みの際には必ずこの条件書をお読みください。

(国内手配旅行用)

1 手配旅行契約

- (1) この旅行は、イオンコンパス株式会社（以下「当社」という。）が手配をする旅行であり、お客様と手配旅行契約を締結することになります。
- (2) 当社はおお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

2 旅行の申込み

- (1) 当社はおお客様のご希望による航空券・宿泊券・ホテル券等の手配旅行は所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けします。なお、乗車券及び宿泊券を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申込みを受け付けることがあります。
- (2) 団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申込みの場合、当社は契約責任者が団体構成員の一切の代理権を有しているとみなします。
- (3) 当社所定のご旅行申込書に必要事項を記入の上、旅行代金概算の 20%相当額以上の申込金又は全額を添えてお申し込み下さい。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。

3 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けることを条件に、電話、電子メール、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約（以下「通信契約」といいます。）を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- (2) 通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「手配旅行の内容」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (3) 通信契約は、当社がお申込みの受諾を電話および郵便で通知する場合はその通知を発した時、電子メール・ファクシミリで通知する場合はその通知が会員に到着した時に成立します。
- (4) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (5) お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社はお申込みをお断りします。

4 お申込み条件

- (1) お申込み時に 20 歳未満の方は親権者の同意書が必要です。

(2) 健康を損なってらっしゃる方、身体に障害をお持ちの方、妊娠中の方の方等その他の特別の配慮を必要とする方はその旨をお申出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(3) 当社はお客様が次の①から③までの何れかに該当した場合は、手配旅行契約の締結に応じないことがあります（解除することがあります）。

- ① お客様が暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他反社会的勢力であると認められるとき。
- ② お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ③ お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは脅迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

5 旅行契約の成立

- (1) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (2) 当社は申込金を受けることなく、契約の締結の承諾をする旨の書面をお渡しした場合、ファクシミリの場合は当社が発信した時点、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立します。
- (3) 団体・グループ旅行の場合、申込金を受けることなく旅行引受書等をお渡しした時に契約が成立します。

6 契約書面のお渡し

当社は契約成立後速やかに、郵送などの手段にて予約確認書・旅行条件書・請求書をお送りします。団体・グループ旅行の場合は、旅行代金見積書・旅行条件書・旅行引受書、請求書をお送りします。

7 旅行契約内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手続料金を申し受けます。

8 旅行契約の解除

(1) お客様の任意解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも契約の全部又は一部を解除することができます。

- ①お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
- ②未提供の旅行サービスに係る取消料その他旅行サービス提供機関の未払い費用
- ③当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金

(2) お客様の責に帰すべき事由による解除

- ①当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消させていただく場合があります。
- ②お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社は旅行契約を解除します。
- ③お客様が第 4 項（3）のいずれかに該当することが判明したとき。

※①～③の場合、次の費用はお客様の負担とさせていただきます。既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金

(3) 当社の責に帰すべき理由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

9 旅行代金

- (1) 当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合、旅行代金を変更することがあります。
- (2) 団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示します。
- (3) 当社は、旅行終了後すみやかにお支払旅行代金の精算をします。

10 手配債務の終了

当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配を完了したときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適等の事由により、運送・宿泊機関との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金を支払わなければなりません。通信契約を締結した場合には、カード利用日は、当社が運送・宿泊期間との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

11 当社の責任

お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与しえない事由により損害を被ったとき、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。

12 お客様の責任

お客様の故意、過失により当社が損害を被ったときは、損害を賠償しなければなりません。

13 旅行業務取扱料金

【国内旅行】

手配旅行に係る取扱料金

詳しくは別紙取扱料金表をご参照ください。

区 分	内 容		料 金
手配料金	運送機関と宿泊 機関等との手配 が複合した場合	10人以上の団体手配旅行 の場合	旅行費用総額の 20%以内 (下限540円)
		個人 (上記以外の場合)	
	宿泊券のみの 場合	10人以上の団体手配旅行 の場合	
		個人 (上記以外の場合)	
運送機関のみの場合			
添乗サービス料金 (宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)			添乗員1人1日につき 32,400 円

変更手続 料金	運送機関と宿泊 機関等との手配 が複合した場合	10人以上の団体手配旅行 の場合	変更に係る部分の変更前の 旅行代金の 20%以内 (下限540円)
		個人 (上記以外の場合)	
	運送機関の予約・手配の変更		
宿泊機関の予約・手配の変更 (宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む。)			
取消手続 料金	運送機関と宿泊 機関等との手配 が複合した場合	10人以上の団体手配旅行 の場合	取消に係る部分の取消前の 旅行代金の 20%以内 (下限540円)
		個人 (上記以外の場合)	
	運送機関の手配の取消し (未使用乗車船券 の精算手続がある場合はそれを含む。)		
宿泊機関の手配の取消し (未使用宿泊券の 精算手続がある場合はそれを含む。)			
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為 の通信連絡を行った場合等		1件につき 540 円 (電話料、電報料は別)

(注1) 団体旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。

(注2) お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料金のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。また、当初の手配に係る取扱料金の払い戻しはいたしません。

(注3) 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。

(注4) 上記料金には消費税が含まれています。

14 国内宿泊施設の取消料金

- (1) 旅館・ホテルの取消料は各施設ごとの宿泊約款によります。
- (2) 一部人員の変更(減員)については、別途取消料を定めています。
- (3) 宿泊日当日、券面人員が減少した場合は、お泊りになった宿泊施設で所定の減員証明を受けて、払い戻し欄にご署名下さい。

15 個人情報の利用目的及び第三者提供について

(1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等、土産品店(主要な運送・宿泊機関等については当パンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までにお送りする確定書面に記載されています)の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

※当社では、[1]当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内[2]旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い[3]アンケートのお願い[4]特典サービスの提供[5]統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社は、旅行の手配等のために必要な範囲内、旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店等に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航

空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。そのほかは、法令等に基づく場合を除き、第三者に提供いたしません。

(3)当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。

当社のグループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。

(4)個人情報の取扱いに関するお問合せ先

イオンコンパス株式会社 個人情報保護推進事務局

電話番号： 043-297-4300

(受付時間 10:00～17:00 〈土・日・祝日を除く〉)

メールアドレス： jus-goiken@aeonpeople.biz

16 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。